

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるの翌日)
(當日が休日は、
その翌日)

鳥取県告示第九百六十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十五年十月二十二日	山本 医院	東伯郡赤崎町赤崎一四七八

鳥取県告示第九百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

告 示

- ◆ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 土地改良区の役員の就退任
 - 土地改良区の役員の住所の変更
 - 土地改良事業計画等の適否の決定
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 土地改良事業の認可（六件）
 - 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉に係る選挙人名簿の修正
 - 建築基準法による道路の位置の指定
- ◆ 正誤 昭和五十五年十月鳥取県告示第九百三十五号中訂正

鳥取県告示第九百六十八号 鷹狩土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 横谷 良造 八頭郡用瀬町大字鷹狩八四
森尾 尚雄 " " " "

六六

小林 利男 " " "

八一

森田 克己 " " "

一三七

森田 優雄 " " "

一四一

小林 浩一 " " "

七二一

小林 富雄 " " "

七〇六

小谷 和明 " " "

四六九

任期満了により退任

鷹狩土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 小林 浩一 八頭郡用瀬町大字鷹狩七一一

八一

小林 利男 " " "

四七六

林 豊 " " "

七二

竹谷 広 " " "

七〇六

小林 富雄 " " "

一四一

森田 優雄 " " "

八四

小谷 和明 " " "

四六九

昭和五十五年六月十八日開催の通常総会において、総選挙の結果当選し、

同月二十日就任 任期二年

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

会見地区土地改良区

理事	新井 猛	変更前	西伯郡会見町宮前一五四番地の三
	変更後	西伯郡会見町天萬四三四番地	

鳥取県告示第九百六十九号

昭和五十五年八月十九日付けで八頭郡郡家町大字上峰寺二二番地山根慶一ほか七人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
　　土地改事業計画書及び規約の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和五十五年十一月一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　郡家町役場
- 四　異議の申出
　　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百七十号**
- 昭和五十五年五月二十一日付けで福部村から申請のあつた土地改良（浜湯山地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十五年十月三十一日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一　縦覧に供する書類
　　土地改事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和五十五年十一月一日から二十日間
- 鳥取県告示第九百七十一号**
- 三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉田地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
- 昭和五十五年十月三十一日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一　縦覧に供する書類
　　土地改事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和五十五年十一月一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　福部村役場
- 四　異議の申出
　　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百七十二号**
- 日南町から申請のあつた町営土地改良（福寿実地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
- 昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十三号

日南町から申請のあつた町営土地改良（神福地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十四号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（波関地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十六号

閑金町から申請のあつた町営土地改良（堀地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十七号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第四項の規定により、昭和五十五年十二月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉に係る選挙人名簿の宅地所有者の部の一部を次のとおり修正したので、同項の規定により公告する。

鳥取県告示第九百七十五号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（鷹狩地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	氏名	住所
二七五	松井 弘	修正前 米子市祇園町一丁目二六一
三八三	藤谷勇吉	修正後 米子市祇園町二丁目二六一
	修正前 西伯郡西伯町西三三	修正後 西伯郡西伯町西町三三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
山口県岩国市新港町 株式会社新陽	米子市旗ヶ崎字呉服屋 開ノ堀一〇九八一七	幅員 四・〇〇~一一・五〇メートル
二丁目六一	延長 二九・〇〇メートル	

正

誤

昭和五十五年十月鳥取県告示第九百三十五号（字の区域の新設等について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤
一 下 四 廃正
正

廃止

大字布袋
字二友田大字布袋
字二反田

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年十月三十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三